

令和7年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（3日目）

1. 令和7年12月16日 午前 9時30分 開議

2. 令和7年12月16日 午後 1時51分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名由香	2番	渡邊順子
3番	我妻瑛子	4番	高森学
5番	丸山節夫	6番	河上真智子
7番	平澤一浩	8番	山崎誠
10番	片岡昭彦	11番	黒田員米
12番	西山宗弘		

6. 欠席議員

9番 石井壽富

7. 会議録署名議員

1番	日名由香	2番	渡邊順子
----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早川順治	書記	岩崎啓子
--------	------	----	------

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	大森初恵
総務課長	山本敦志	税務課長	石伊利光
企画課長	大樫隆志	協働推進課長	大月道広
住民課長	宮田慎治	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	片山和子
農林課長	石坂晃則	建設課長	大月豊
水道課長	檜寄秀徳	教委事務局長	中山仁
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	岡崎直樹

10. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		一般質問
日程第3	報告第12号	請願審査報告について
日程第4	報告第13号	請願審査報告について
日程第5	報告第14号	陳情審査報告について
日程第6	報告第15号	陳情審査報告について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

報告第12号	請願審査報告について	採択
報告第13号	請願審査報告について	不採択
報告第14号	陳情審査報告について	不採択
報告第15号	陳情審査報告について	採択

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

昨日に続きまして、今日も本当に寒い朝でございました。それぞれ皆様方、健康には御留意くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。9番、石井壽富君が所用のため欠席です。

定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、日名由香君、2番、渡邊順子君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをいたします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

皆さん、おはようございます。5番、丸山です。

質問の前に少々お時間を頂戴いたしたいと思います。私は先日、ウイルスに感染、頂戴をいたしまして、3日半ほど、40度を超える熱が出ました。本当にこの歳になりまして死ぬかと思いました。そうした都合もありまして、議会初日、やむなく欠席もさせていただいたということで、お断りも申し上げさせていただきたいと思います。

また、本当、先ほど議長も申されましたけれども、今後、だんだん寒くなってまいります。どうか皆さん、お体には十二分にお気をつけいただきたいと、このことをお願い申し上げます。

それでは、以下、質問のほうに入らせていただきます。議長にお許しをいただいておりますので、通告書に従いまして始めさせていただきますと思います。

今回の内容は、農業関係といたしまして、米作り農家応援対策とふるさと納税対策の2点、そして福祉事業といたしまして、福祉移動サービス事業の1点につきましてお伺いをしてまいります。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、最初の質問といたしまして、米作り農家応援対策、3点につきまして、順次お伺いをしてまいります。

令和の米騒動と呼ばれました米需給の混乱は、町内米作り農家にとりましても多くの不安材料をもたらしたと受け止めております。今日、高温化などの気象変動による収穫量、品質低下の現状に加え、増産から需要に応じた生産へと、僅か数か月での国策軌道修正や、早くも米価の急落がささやかれる中で、農家共通の厳しい現実となっております。そうした中で、町内米作り生産者の皆さんは高齢化が進んでおりますが、さらには生産意欲の低下など、農作不安への声は多いと感じております。こうした折、生産者に寄り添う支援制度や応援対策により、農家機運を高める町独自の施策展開の必要性を感じております。こうした状況を踏まえ、最初の質問といたしまして、米作り農家支援制度、現行の補助金事業の継続性についてお伺いをいたします。

今年6月、町はふるさと納税制度について、総務省から指定団体の取消処分を受け、向こう2年間はふるさと納税制度に参加できなくなりました。このことは、何より急激な米価の高騰などにも起因するものであり、町が進めた実施策はやむを得ないとも、非常に厳しい選択であったとも理解をしております。米作り農家の皆さんは、これまでもふるさと納税の恩恵をしっかりと受けてこられていただけに、やり場のない憤りを感じておられる方も多いかと思えます。そうした中で、ふるさと納税寄附金を活用した数多くの農業支援補助政策の来年度以降の動向について、生産農家の皆さん、誰しもがとても心配されておられる状況かと察しております。

そこで、お伺いをいたします。

現行の補助金事業の来年度以降の継続性について、令和8年度予算編成期であることも踏まえ、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、5番、丸山議員の米作り農家応援対策につきまして答えさせていただきます。

議員が御指摘のとおり、高温化などの気象変動に加えまして、米の増産から需要に応じた生産へと、国の方針がもう二転三転し、多くの米作り農家の方々が不安に感じられてると私も思います。国による米政策については、現在、需要に応じた生産となるように水田活用の直接支払交付金制度が運用をされておりますが、当町におきましても、令和6年度の米不足による米の販売価格高騰に伴いまして、本年度は多くの農家の方々が転作をせず、やはり主食用米に増産を切られておられます。また、この本制度の見直しにつきましては、令和9年度に国のほうが見直すということも聞いております。先ほど議員が御説明の一つを取ると、吉備中央町頑張る農家応援事業補助金等々についての御心配だろうと思っております。これにつきましては、特に令和5年から9年にわたる5か年という時限をもちましてやっける補助金制度でございます。私は、現在の農業を見るにつけて、やはり必要な資器材も大変高騰をしております。そのような状況の中で、しっかりと農業を続けていただくと、そのためには、今やっける農業補助につきましては引き続き継続していくつもりでございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から、最近、このところの農業情勢、状況についての説明、また補助金政策につきましては継続いただけるというような、非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。町では、今日までふるさと納税の活用により多くの補助事業を継続実施されてきました。町の農業発展を力強く推進されてこられたと思います。厳しい財政の折かとも考えますが、できる限り、行政の農家支援策の継続に努力をいただきたいと、このことをお願い申し上げます。

次に、農家応援対策として、JA、県普及センター、行政が連携し、生産者向けの研究討論会、また講演会、農業祭などの開催の意義についてお伺いをいたします。

冒頭述べさせていただきました、農業に対する不安や関心度の低下、何より機運を高めるべき行事の開催は、今の農家にとりまして随分と励みとなると考えます。これにつきましてのお考えをお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

現在、岡山県備前県民局管内におきましては、農業指導関係者が連携し、農業技術の普及や地域特性を生かした農業振興などを図ることを目的とし、岡山地域農業技術者連絡協議会が組織されております。本協議会は、県、市町の農林水産部局、岡山市農協、晴れの国岡山農協、おかやま酪農業協同組合などが連携し、米作りに関しては、低コスト技術、温暖化対策、スマート農業技術など、地域が抱える課題などに対し様々な実証を行っており、導入可能な有効なものについては、農協などにより普及指導が行われております。今後も地域の課題やニーズの把握に努めてまいりますとともに、必要に応じて講演会や勉強会などの実施について検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

担当課長から説明のほういただきました。本当に今、農業に対しましては、先ほども言いましたけども、高温化であったりとか、本当にどういった品種を作付したら最も効果上がるのか、農家の方々は非常に心配も持たれております。また、先ほど申し上げましたように、米価の不安定さというのもありますけれども、農業に対する不安感、本当に関心度の低下というものが非常に気になっておるところであります。何か役場のほうで、役場が主体といいますか軸となって、農家の皆さんの機運を高めていただく、そういった、先ほども申しました、また課長も言われましたけれども、講演会であったり勉強会、こういったものをぜひとも開催いただきたいと思います。そういったところで、今後、来年の米作りがどうなるか分かりませんが、今、とにかく農家の方々は非常に不安材料をいっぱい抱えておられます。こういったところに、やはり技術指導であったり、そしてまた何よりも農家の方々に寄り添うと、そういった考え方を大事にして進めていただければということをお願いをしたいと思います。

次に、応援対策、2点目でございます。県下町村会合同による国への政策要望についてお伺いをいたします。

今日、早くも来年産米の買上げ価格の下落についての話をよく耳にしますが、これまでも取引価格の低迷が続く中で、農業経営に最も重要である米価の安定化は、農政施策推進の要だと考えております。また、高齢化する生産農家の皆さんにとって、最も重荷となる労務は草刈り作業でもあります。最近の農家では、3トンクラスの重機、ユンボ本体に草刈り機を附属し、作業する光景をたまに見かけますが、今後は重機プラス草刈り機アタッチメントの作業も当たり前になる可能性があると考えられます。現在、国、県において、重機は補助対象農業機械として認められていない部分もありますが、事業要件の緩和策として、ぜひとも国への政策要望の一つに加えていただきたいと希望いたすところがございます。米価の安定対策と草刈り作業用機械の購入補助について、町村会としての働きかけをお願いしたいところではありますが、これについて、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

町村会の要望というような御質問でございますが、岡山県町村会では、今までも燃料や資材の価格、飼料、肥料等の急激な高騰により深刻な影響を受けている農林業者への物価高騰対策を継続、拡大することや、また生産水準の維持や経営規模拡大等のための農業機械の導入に関する補助事業につきましても、事業要件の緩和と、そしてまた補助率、補助上限の額を引き上げることを岡山県を通じて要望もしております。また、全国町村大会がございますが、それにおきましても、農林水産業に関することといたしまして、米価を中心とする食料価格の高騰に対する適切な対策を講じるとともに、生産者が安心して営農を継続できるよう、有効な所得向上対策を講じることにつきまして、関係省庁等への重点要望ということで決議もされたところがございます。今後も引き続き県の町村会、また全国の町村会を通じまして、国のほうにしっかりと要望をしていきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から、県、または全国町村会を通じて国のほうへしっかりと要望してくださると、大変ありがたい答弁をいただきました。昨日でしたが、ネットのほうを確認をさせていた

できました。そうしますと、県の町村会でありますけれども、令和8年度県予算編成と政策等に係る要望を知事に要請活動されたというような内容を確認をさせていただきました。特に重点項目といたしましては、農産林業、これの推進に向けた、特に農業関係におきましては、物価高騰対策、またスマート農業機械導入支援といたしまして、受益面積の採択要件の緩和、また補助率であったり、補助額上限額の引上げについても要望されたと記してありました。農家の皆さんにとっては本当に大変ありがたいことだと感謝をいたしております。私たちの町では米の生産が農業の基幹をなしております。今後の町の農業が再生可能な経営となりますよう、米価の安定対策、そしてもう一つ、草刈り作業時に使用する重機及びアタッチメントの購入補助の、この2点に対しましても、国、県への積極的な働きかけとして、町村会においてお取組いただきますよう、町長にはぜひともしっかりとこの点についてお願いをさせていただきたい、このように考えております。

次に、町のふるさと納税対策についてお伺いをいたします。

町は、今年10月にふるさと納税指定復帰に向けた対処策として、町長諮問組織、吉備中央町ふるさと納税検証会を発足されております。当該検証会は、一連の事象の明確化、原因究明と再発防止の検討など、再指定に向けた体制構築を目指すもので、決して責任追及を目的とするものではないと理解をしております。本検証会の設置を踏まえ、次の4点についてお伺いをいたします。

最初に、検証会の概要、進捗の状況についてお伺いします。

検証会では、発足後、直ちに原因分析を行い、今年度中に意見集約し、再指定に向けた体制の構築を図るものとお聞きしておりますが、当初、検証会は5回程度の会合を予定し、ルール遵守に向けた具体策を示すとのことであります。そこで、現在の検証会の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、国から制度の対象となる指定団体取消処分を受け、町民の皆様方をはじめ関係者の皆様方には、御迷惑と御心配をおかけしたことに對し、改めて深くおわび申し上げます。

さて、町では指定取消しに至った経過、原因の分析等を通じて、町におけるこれまでのふるさと納税制度の運用の検討を行い、再発防止策の提言を行なっていただくことを目的として、吉備中央町ふるさと納税検証会を設置し、協議を進めていただいているところでございます。令和7年10月2日に第1回目の会議があり、12月3日の会議まで合計3回の会議が開催され、指定取消しの原因となった奨励金をはじめ、制度の運用方法についてなどを検証していただいているところでございます。今年度中には再発防止策の提言を含めた検証報告書をいただけるものと考えております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

担当課長から説明をいただきました。これまでに3回の検証会を開催なされたと、そしてこれに係りましては、法令に関する事、また運用に関する事、いろんな面での審議がなされたというふうにお聞きをしたところであります。ぜひとも原因分析、また再発防止の策定に関しましても、十二分に調査、そしてまた検討いただきまして、事業の再開に向けた動きというもの、審議にしっかりと努めていただきたいとお願いをいたすところでございます。

次に、外部有識者の採用予定についてお伺いをいたします。

検証会のメンバーは、町の議員、そしてまた学識経験者、農業関係者の5名で構成されているとのことであります。この質問に対しましては、決して本検証会に対しての批判、そういったものを行うという考えでお尋ねするものではございませんので、御了解いただきたいと思っております。一般的に考えまして、外部の有識者などを構成メンバーに加え、慣れ合い感の払拭、また公平公正な議論がなされるものとよく耳にしております。今後につきまして、外部有識者の採用予定の有無についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

検証会の委員の方は、吉備中央町ふるさと納税検証会設置要綱により委嘱させていただいております。議員がおっしゃられたとおり、議会から2名、町の監査委員、JA、そし

て学識経験者の合計5名から構成されております。当町以外でも、取消処分を受けた市町村の中では様々な方が委員になっている例がございます。監査委員の方であったり、弁護士であったり、大学教授の方であったりというような例もございますが、今のところ、当町では現在の委員の方を増員する予定はございません。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から町の設置要綱により進めておると、また他の例といたしましても、委員のメンバーについてはいろいろと確認を取っていただいておりますというふうにも聞きましたけれども、今後、メンバーの増加は考えていないという答弁をいただきました。

町長は、初会合で制度復帰に向けた反省点を洗い出してほしいとの意を示されておられます。町に示された除外理由は、米の調達費用が国の基準30%に違反したとのことですが、反面、国の制度設計自体に何ら問題はなかったのでしょうか。町として、国の制度内の制限の中で返礼米の集荷と寄附者への発送をいかに安定的に行うか、特に米価高騰のさなか、行政対応は非常に厳しいものがあったと思います。一般的には、こうした問題を整理するためには、事例の性質に適した専門的知識人や事務経験者などの外部判断も聞かれるケースもあると聞いております。このことも踏まえ、先ほど課長は、今後、増員の予定はないというふうにもお話をなされましたけれども、再度、外部有識者の必要性、採用予定についての考えを町長にお伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

取消の原因が様々でございます。ただ、多くあるのは、産地の偽装であったりとか、それから3割を超えるもの、その3割を超える中に当町も入ってます。ただ、当町の3割というのは、国と町の認識の違い、いい意味でも悪い意味でもコミュニケーションがなかなか取れなかった。そのために、それぞれの認識が曖昧なまま、この令和6年、7年来たということだろうと思います。その経過をよりよく知ってるこの5人の方々にしっかりと検証してもらうのが、私はメンバー的にもよかったというふうに認識をしております。この5人の方に、今までの町と国、県の間の連携等々について、しっかりと見ていただき、

町の反省点を洗い出していただくと、それが大事だろうと思います。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長から国との認識の違い、またコミュニケーション不足という点をお聞きいたしました。先ほども申し上げましたように、私、思うんですけれども、本当に国のこの制度自体、寄附行為と税制というものの掛け合わせ、これが本当に全うに国の施策が進んでおったのかどうか、そういったところの国の内部の政策の段階において問題があった、その問題が少なからずやこうした対象自治体に波及してきた、そういったところもあろうかと思っています。そういった国の制度上の問題をここで洗い出しとして審議の中に入れていただくとするならば、やはり私は法律的に詳しい方であったりとか、また国の制度に詳しい方、そういった方の意見も十二分に踏まえて、国の姿勢というものも、この際に洗い出しのほうを吉備中央町としていただけたらどうなのかなという思いも持っておるところであります。どうか事業の再開につながりますように、しっかりと審議いただきますようお願いを申し上げます。

3つ目の質問として、答申書、最終報告書の公開についてお伺いをいたします。

検証結果が出ますと、当然、検証会は町長への答申をされると思いますが、併せて一般公開はされるのか否か、公開される場合はその方法についてお伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

ほかの自治体と同様に、いただいた検証報告書は町のホームページにおいて掲載を予定しております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

よくよく理解をさせていただきました。本件につきましては、町内米作りの皆さんに限らず、寄附者の方々を含め多くの皆さんが、検証結果に伴う今後の町の動向について興味を抱かれておられることだと思えます。どうか、一般公開の方法につきましては、幅広

く、多くの皆さんが理解をいただきますように努めていただきたいと思います。

ふるさと納税対策、最後の質問として、制度改善、適正化に関する国への要望についてお伺いします。

一様にして、法令違反の多くは寄附獲得や返礼品競争の激化によるものとの報道をよく聞いておりますが、本来、ふるさと納税制度を展開した国の反省点はないのでしょうか。町内産コシヒカリが全国に流通したことは、私たち、米作り農家にとりましては大変喜ばしいことであります。しかしながら、端的に米の調達費用が国の基準額に違反したと、その判断のみで今回は一発取消しとなりました。国の基準額に違反した点については真摯に反省すべき点だと思います。しかしながら、国は果たしてこれまでの制度内容と行政対応について、十分に精査、指導されたものであり、また対象となる各自治体、それぞれの事情を十二分に掌握された上での判決決定だったのでしょうか。今回の検証会での反省点や洗い出しの結果を踏まえ、町長にはしっかりと国への制度改善と適正化についての要望を、関係者総意の下、ぜひともお伝えいただきたいと思います。このことにつきまして、町長、何かお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

先般8月27日も議員の方々が陳情要望に行ってくださいました。大変ありがとうございます。まず、私が今考えてますのは、2年間の取消しがございまして、しかしながら、このふるさと納税制度というのは地方の農業を主体とする町には大変重要な制度だと考えております。反省もし、前向きに物事を進めて、令和10年にこの制度にまた乗ることが、一つのしっかりと押さえておかなければいけない考え方だと思います。

その中で、もう一点は、国への要望というのも確かに必要でございます。これにつきましては、町村会、また県を通じて、団体という形でしっかりやっついこうと思います。ここで国のほうも大きく変更されるようでございます。1人当たりのふるさと納税をする額の上限を決めるとか、所得によって決めるとか考えられておられます。このもともと根本は、私は、都市部からこの財源が地方に流れると、その不満というものが確かに都市部にありまして、それはある自治体へは100億円を超えとかというようなふるさと納税額がどんどん競争になっていく、その反面、都市部は減るから、やはりフラストレーション

がたまるというバックグラウンドがあるんだろうと思います。そうした中で、私は総額を決めると、もともと私が考えてますのは、市であれば50億円、上限を決める、また町村であれば20億円、上限を決めると、その中でしっかりと特産品を地方にいろいろとPRもできる、またその範囲でふるさと納税を知っていただくというのがいいんだろうと思います。そのことは町村会にも私はつなげてます。ただ総意としてそういう考えに至ってないんで国のほうには伝わってませんが、ぜひ上限を決めるのがお互いのウィン・ウィンの関係になるのかなという思いです。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長自らの思いというものを丁寧に説明いただきました。国はこれまでも法改正を何度か行われておるようです。自治体指定の適用や指定基準を設定されております。また、自治体経費の算定対象拡大ということもなされておるようであります。しかしながら、返礼品の対象経費の制限などの規制強化のみでは、決してふるさと納税制度、本来の問題点は解消されないのではないかと思います。国に対し、しっかりと実施自治体の実情を直視していただくことも、要望にぜひとも加えていただきたい、このことを町長にお願いを申し上げます。

次に、今回、最後の質問として、福祉事業、福祉移送サービス対策について、2点お伺いをいたします。

町では、要援護高齢者や身体障害者の方々を対象とした福祉移送サービス事業に取り組まれております。特に高齢化、小家族化が進む中で、必要不可欠な事業として認識しております。

さて、この制度は、移動手段を持たない個人、家庭的事情を有する方々を対象として、利用目的は、通院、社会参加、その他、町長が特に必要と認めるものの3点に限られております。最近では、特に入退院（一時帰宅を含む）、また転院時に関する行政支援策を加味した利用ニーズの高まりを感じております。伴う助成措置について、次の2点をお伺いいたします。

最初に、対象範囲の拡充についてのお考えをお伺いします。

現行規則では、入退院、一時帰宅、転院時の移動費用に対する支援制度はありませんが、今後、そうした際の負担費用の軽減を考慮した行政支援は特に必要と感じておりま

す。これに対してはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

5番、丸山議員の御質問にお答えいたします。

福祉移送サービスにつきましては、要援護者、要援護高齢者及び身体障害者など、障害を有する方に対し、通院及び地域福祉活動など、日常生活における交通手段を確保する上で、外出及び社会参加を容易にし、福祉の向上を図る目的で実施しております。対象者は、要介護1以上と認定された方、身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する方及び人工透析治療をされている方となっております。医療機関への通院につきましては県内全域、医療機関以外への外出につきましては町内のみの利用を対象としております。町内のタクシー事業者に委託し、実施しておりますのでございます。

12月1日現在の登録者数は43名となっております。令和6年度の利用件数の割合といたしまして、人工透析の通院が約78%、町内、町外の医療機関への人工透析以外の通院が17%、社会参加等への利用が約5%となっております。入退院等におきましては、手続等も必要となり、家族が同行されるようになると思いますので、御家族での対応を引き続きお願いしたいと思っております。対象範囲の拡充につきましては、現在のところは考えておりません。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

課長から説明をいただきました。このところ町内では、急速な高齢化の進行に併せ、小家族化、身体に不自由のある方など、1人で動くことのできない移動制約者の増加の多さというものを感じております。こうした方々の中には、当然、入退院、一時帰宅を含め、場合によっては転院の機会も増えてくると思います。こうした際の費用負担軽減につながる行政支援は、今後ますます必須であると考えます。ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思います。今、課長、本当に申されましたけど、透析で利用なされておられる方々が78%ということで、かなり大勢の方なんだなということをお初めて認識させていただいた

わけでありませけれども、そうしたところに係る予算というのも多くの予算を費やしているのではないかというふうにも思います。しかしながら、ちょっと難しいという答弁いただきましたけれども、先ほど申しましたように、こうした入退院に係る、そうしたところの本当にストレスを感じておられる、また費用負担も伴っておられる、そうした患者の皆さん、そういった方々への手厚い支援ということも、今後、前向きに検討いただけたらということをお願いをいたしたいと思います。

次に、最後の問題として、新たな制度設計についてお伺いをいたします。

現行の移送サービス事業の利用範囲はドア・ツー・ドアが原則であるとも聞いておりますが、現行の実施規則では対応不可となっております。であるならば、新たな制度設計はできないでしょうか。これについてはいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

町内の医療機関への入退院等につきましては、既存のデマンドタクシーやふれあいタクシーの御利用を御検討いただきたいと思いますと思っております。町外医療機関への入退院につきましては、これまでどおりではございますが、御家族での送迎、タクシー等の利用をお願いしたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

なかなか制度ということになりますと難しいという課長の答弁のようにお聞きをいたしました。繰り返しになりますが、私たちの町では、急速な高齢化の進展とともに、今後、移動制約者の数は年々増加し、入退院、一時帰宅、転院の機会も同様に増えると想像されます。このことから、対象者に対する行政支援の必要性をぜひとも考えていただきたいと願っております。先ほど担当課長からの説明も受けたところでもありますけれども、最後に町長のお考えについてお聞きしたいと思っております。よろしくお伺いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

思いはございますが、現実的には、今、担当課長が申したとおりでございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長のほうからも担当課長と同様の答弁をいただいたところでございます。先ほどから大変厳しい答弁だなと受け止めさせていただいております。新規事業に対しましては、新たな予算措置ということも必要になってくるかとも思います。大変厳しい、難しい状況であろうかと思えますけれども、今後、入退院時に発生する移動費用の助成制度の必要性、確立というものを、本当にこれは大切、重要なものだと思います。しっかりと継続的に御検討いただきますことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

2番、渡邊です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

質問形式は一問一答です。質問は大きく2点、枯れ松の対策についてとまいたけ菌床栽培施設指定管理についてです。早速、質問に入りたいと思います。

まず、枯れ松の対策についてですが、町内あちらこちらで枯れ松を目にします。春先に登下校のルートに大きな枯れた松があり、この木に関しては、バスの運転手さんからの要望もあり、教育委員会にお伝えし、状況確認と今後の対応をお願いした経緯があります。

そこで、町としては枯れた松に対してどのくらい状況を把握していらっしゃるのでしょうか。

国や県有地、そして町有地と私有地、それぞれどのような対応を取っておられるのかお尋ねします。

また、町内で県有地にある施設でこんな光景を目にしました。施設職員がピンク色のテ

ープを巻き付けてある枯れた松を伐採していました。伐採をされている職員さんにお尋ねしたところ、昨年から目印にピンク色のテープをつけて県に伐採をお願いしていましたが、なかなか伐採していただけないとのこと。県に問合せしたところ、把握はしているが、危険度の高いところから伐採をしているとの返答だったようです。また、その土地は県からの借用地になっているので、できるのであれば自分たちでもと言われたそうです。そこで、伐採ができる職員がいたため、施設のほうで伐採されたそうです。

そこで、その話を聞いた後に、にじいろ広場にはピンクのテープが巻き付けてあるたくさんの枯れた松があることに気づきました。また、番号札もつけられています。これは一体どういう状況なのかお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

2番、渡邊議員の御質問にお答えします。

岡山県農林水産部林政課の取りまとめている岡山県の森林資源によりますと、現在、岡山県の森林面積44万6,584ヘクタールのうち、松林は3万1,292ヘクタールあり、10年前の面積と比較しますとおよそ半分の松が松くい虫の被害等により消失しております。当町におきましても被害が顕著であり、10年前と比較しますと373ヘクタール減少しております。また、本年6月に農林課管轄の町有林のマツタケ山の枯れ松等の調査を行なったところ、9割以上の松が枯れていることを確認しております。議員御指摘のとおり、枯れ松は町内全体に広がっております。道路上への倒木につきましては、国道、県道は県が、町道や町管理の広域農道は町がそれぞれに対応し、除去しております。民有地につきましては、町では居住している建物に対して被害を与えるおそれのある危険木や通行の妨げになる支障木を伐採除去するための補助金制度を設けており、住民の皆様に対応をお願いしているところでございます。

なお、きびプラザ内の枯れ松に巻かれているピンク色のテープにつきましては、施設管理者に確認いたしましたところ、施設内の枯れ松を調査しているとのことでございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

現状、松が枯れている、多くのそういう状況が、今、分かったところであります。また、補助金も対象になっているということで、ぜひそういうところがあれば、町のほうに問合せをして、補助金を利用しながら伐採をしていけたらと思います。

また、にじいろ広場のピンク色のテープが巻かれている枯れ松については、今の答弁によると施設管理者が調査をされているということが分かりました。しかしながら、その近くでたくさん子どもたちがドングリや松ぼっくりを拾いながら遊んでいるの見かけました。考えたくもないですが、万が一のことが起こってからでは大変です。そんなことが起こらないように、町としてもしっかりとした対応をよろしくお願いいたします。

次に、最近、大雨や強風時に枯れた松の倒木が発生している状況を見たり聞いたりしています。連絡を受けて現場に行って状況確認したり、役場のほうに連絡を入れたりしたこともありました。

そこで、実際に連絡が入った場合にはどんな対応を取っておられるのかお尋ねします。実際の話ですが、ある山中の町道では、枯れ松が道を塞ぐように倒れていました。通勤時間に重なり、Uターンされたそうです。また、吉備高原都市内の歩道では、本当に大きな太い枯れ松が倒れました。御近所の方がみしみしという音を聞き、危険を察知し、機転を利かせて家にあったコーンを倒れそうな木の際に設置していただいたおかげで事故にならずに済みました。どちらの件にしても、車の上に倒れてきたり、人が歩いていたときに倒れたりしたら大きな事故になりかねません。このような倒木による交通事故などの被害は起こっていないでしょうか、お尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

御質問にお答えいたします。

倒木の連絡を受けた後の対応ですけれども、町道については職員で現地を確認して、交通の支障となる等、撤去する必要がある場合は、職員、または業者へ依頼し、速やかに撤去を行っております。不特定多数が通行する広域農道やふるさと農道などについても、町道と同様に職員、または業者へ依頼し、撤去を行っております。

また、倒木による事故に関して、町道では近年発生しておりません。また、不特定多数が通行する広域農道等におきましては、倒木による事故が発生しております。これにつき

ましては、安全対策の強化が求められており、道路利用者の安全を確保するためには、定期的な道路周辺の点検が重要であると考えております。現場の状況等の原因調査を行い、再発防止に努めているところです。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

町道のほうでは現地確認をしていただいたり、業者のほうで伐採をしていただいたりしていただけるということ分かりました。また、事故に関しては町道のほうではなかったということで安心するところではありますが、広域農道等で事故があったということは、本当に被害がなかったことを祈るしかありません。安全対策、定期的に確認していただけたら、再発防止、この辺については本当に安全に暮らせるように、道を歩けるように、車でも走れるようにしていただきたいと思います。

今、倒木についてお尋ねしてきましたが、倒木までにはいかないまでも、倒れかかっているが電線や隣り合っている木にもたれるように支えられた形で辛うじて倒れていない枯れ松も見かけます。先日も大和山に車で上りましたが、道中、電線に引っかかって倒れかかっている木やほかの木に支えられて辛うじて倒れていない木がところどころにありました。車を運転していても、いつ倒れてくるかもしれないと思うだけでかなりドキドキしました。地域の方が伐採など管理してくださっているようですが、観光地など、どこでもですが、事故や被害が起こっては困ります。このような状況での対応についてお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

質問にお答えいたします。

電線や通信線にもたれかかっている木については、電柱を設置している事業者へ撤去依頼を行っております。それ以外の倒木のおそれのある木については、状況の確認を行い、撤去の必要のある場合は、町と地権者で協議を行い対応しております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今、答弁の中に電線にかかった木についての対応の説明があったかと思います。確かに電線にかかる木については、枯れ松だけにはとどまらないと思います。先日の同僚議員の質問にもあった吉備高原地区の停電の原因も枯木ではなかったようですが、電線に木がしだれかかっているようです。こういった事故も、その電線がNTTなのか中国電力なのか、ぱっと見た目だけでは判断がつかないようにも感じます。例えば電線に木がかかっているの見かけた場合、私たちはどのようにしていったらよいのでしょうか。いきなりNTTや中国電力に連絡するのもハードルが高いように感じます。このような場合、どうしたらいいのか教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

電柱を設置している事業者やその連絡先が分かる場合には、直接、事業者に連絡していただくことも可能です。もし電柱を設置している事業者や連絡先が不明な場合には、電柱の位置が特定できるような情報の提供をお願いいたします。具体的には、電柱周辺の住所や近くに目印となる場所をお知らせいただければ、こちらで該当する事業者を確認し、連絡いたします。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

ありがとうございます。秋口に県道脇の木が伐採されているのを何回か見かけました。聞いてみると、電線の工事に伴ってされているとのことでした。これは業者側がされていたことですが、電線にかかった木を見かけたら、取りあえずその現場を自分でも確認しながらも、分からない場合は町に連絡すれば対応していただけるという力強いお言葉をいただけたので安心しました。倒木と併せて対応をよろしくお願ひしたいところです。

最後に、本当にたくさんの方から枯れ松についての声があります。最初の答弁にもあったかと思いますが、町全域の枯れた松においても、場所や管理者によって対応が変わるようです。しかしながら、町民にとっては、私有地を除いてはどこが管理している木だということはずぐには分かりません。そういったことも考えて、最後にもう一度、これだけ多

い町の枯れた松をどうしていくのか、今後の対応や対策について、一言お願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

御質問にお答えいたします。

今後の対応、対策ですが、現在も地域の方から連絡や職員によるパトロールを行い、事故防止に努めているところです。また、近年、予算措置を行い、町道や広域農道などの通行の支障となる支障木の伐採を計画的に行なっており、今議会においても支障木の伐採業務委託料の増額補正をお願いしているところでございます。近年、枯れ松の被害は増加傾向にあり、道路利用者が安全・安心に通行していただくために、引き続き、支障木等の伐採や道路の維持管理を進めていきたいと考えております。

また、枯れ松等の危険木の撤去や通行に支障と思われる支障木につきましては、地域の交通安全を確保することを目的として、交通等支障木伐採除去事業補助の制度を設けてございます。これらの制度には採択要件がございますが、活用していただければと考えております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

担当課からの詳しい説明をいただきありがとうございます。ここで町長からも一言いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私も議員が心配されているとおり、松枯れが本当に吉備中央町だけではないです。空港のほうもそうです。激しい状況でございます。その影響というのは大変怖いものがあるので、先ほど担当課長が言いましたとおり、今補正予算にもその増額を計上しております。

ぜひ皆様方もこの費用につきましてはしっかりと理解をしていただきまして、予算化をしていただければありがたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

ありがとうございます。とにかく事故が起こらないことを祈るばかりです。状況を把握しながら、対応のほうをよろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

指定管理である吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設、きのこの里のぞみ園についてお尋ねします。

今年度で管理業務の全部取消しという指定管理者取消処分になると聞きました。まだ指定管理期間は残っていると思いますが、この期間途中による取消処分に至った経緯をお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

現在、吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設につきましては、令和11年3月末までが当初の指定期間となっておりますが、指定管理者から本年度末をもって指定管理に伴う協定の中途解約の申出があったことから、吉備中央町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、本年度末をもって指定の取消しを行うものでございます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

今の説明によりますと、この取消処分は指定管理者からの申出によってくださったということが分かりました。形としてはそういうことではしょうが、それに至るいろいろな条件、内容等々あったかと思いますが、この場でそういうことを話すことはできないにしても、この処分に至るまでに指定管理者とはしっかりと話をされ、お互いに理解されての結果であると受け取ったらよろしいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

質問にお答えします。

指定管理の中途解約の申出の際には、担当が出向き、必要な手続等について、双方で確認を行なっております。

なお、指定管理期間満了となります年度末に向けての詳細な打合せにつきましては、これから行なってまいります。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

取消処分の件については理解したところではありますが、マイタケ栽培は、岡山県下で現在、吉備中央町がほぼ中心となっているようです。それを思うと、町の特産物と考えてもいいのではないのでしょうか。この点について、せっかく施設もあり、吉備中央町のマイタケとして知られている状況で、このままなくしてしまうには非常に残念だと思います。町の特産物として残す方法は考えられないのでしょうか。

指定管理取消しともなると、今後、この施設をどうするお考えでしょうか。例えば指定管理者の意思もありますが、幾らかの指定管理料を払ってでも、指定取消しを取消しして、このまま継続していただくことは無理でしょうか。

また、それができないとしたら、新たな指定管理者を募り、何とかこの施設の存続、ひいてはマイタケ栽培の存続を図ることはできないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、県内におけるマイタケの栽培は吉備中央町が中心であり、町の特産物と位置づけることができると考えており、指定取消しによりマイタケの生産ができなくなることは非常に残念であり、事態を重く受け止めております。本施設は平成7年度に

旧加茂川町において建物と機械が整備されており、整備後、およそ30年が経過しており、機械等の老朽化が進んでおります。また、光熱費や燃料費の高騰、最低賃金の上昇などにより経費がかさんでいる反面、生産物の販売価格に反映できにくい状況にありますが、町の財源も有限でございます。多くの公の施設において、指定管理料を0円にして指定管理者を募集しているところでございます。現状ではこれまでと同条件により指定管理者を募集する方向で調整してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

非常に残念です。マイタケは本当に素晴らしいもので、吉備中央町が中心となってされておりましたが、確かにマイタケは世の中が物価高騰等になっても商品の値段が上がらないというところで、なかなか経営は難しかったのかもしれませんが。また、答弁を聞いていますと、この施設においては指定管理料は支払えないということも確かに理解できます。施設が古いということは、いろいろな機械も古くなり、なかなかその辺のところも大変なのかなと思います。このような状況で新たな指定管理者を募集ともなると、なかなか厳しいものもあるのではないかとと思いますが、指定管理業務が令和8年3月末に終了した後、4月以降の流れをもう一度お願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

現指定期間が3月末で終了いたします。その後、施設や機械の状況等を再度確認した後、機械の故障等の問題がなければ、これまでと同条件の指定管理料なしで募集する方向で調整してまいろうと考えております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

答弁をお聞きしますと、現在の指定管理者が施設の片づけをした後、片づけ中にもなる

かと思いますが、現場確認をして、次の対応に移るということによろしいでしょうか。現在の施設は、最初に指定管理を受けてから、施設の的にもビニールハウスの増設や作業に使う機械など、私費でそろえたものもかなりあるように聞きました。これらのものも全て撤去し、当初の状態に戻すことがいいのかどうか。例えば、今後、新しい指定管理者を募集するに当たって、作業をするときに使えるものがあれば、お互いに話し合いの下、幾らかの金銭のやり取りになるかともと思いますが、そういうこともできるのではないかと思います。その辺については何かお考えがあるのでしょうか。もちろん、そうなると町のほうでも調整も必要になってくるかと思いますが、お尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

町との協議により、承認され、指定管理者が自主的に行われた施設整備があることは承知しております。指定管理協定条件規定書には、原状回復の義務として、指定管理者は指定管理が期間満了し、または取り消された場合は、当該施設、または設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町の承認を得たときはこの限りでないとされておりますので、今後、指定期間満了となります年度末に向けて、指定管理者の方と詳細な打合せを行なってまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

2番、渡邊順子君。

○2番（渡邊順子君）

ありがとうございます。原状回復ということがありながらも、町との話し合いによって対応していけるという。どちらにしてもしっかりとお話、打合せをしながら、うまく次に移行できるようによろしくお願ひしたいところです。古いとはいえ、せつかくの施設でもあり、吉備中央町産のマイタケでもあります。できれば何とか存続できることを願っております。

これで私からの質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

一般質問の途中ですが、ただいまから10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

3番、我妻瑛子です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、旧下竹荘小跡地活用について伺います。

昨年度末で閉校した小学校跡地の活用方法がそれぞれ検討されている中、旧下竹荘小の活用についてお聞きします。なぜ、旧下竹荘小について何うかと言いますと、公共施設再編整備の様相になってきているように感じるからです。教育委員会、社会福祉協議会、地域包括支援センターの名前が上がっています。これは単なる跡地活用という話ではなく、吉備中央町の教育、福祉行政が何を目指しているのかが問われるものだと思います。あわせて、なぜ移転なのか、なぜこの場所なのか、関係機関や町民が、よし、これで頑張ろうと納得できるよう進めていただきたく質問いたします。

まず、跡地活用方法の検討状況について伺います。

公営塾、閉校後の資料や歴史的民俗資料の展示、地域集いの場、社協のほか、6月17日の全員協議会で地域包括支援センターの名前も上がりましたが、現在検討されている活用組織は変わりないかお尋ねします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、我妻議員の下竹荘小学校の跡地活用につきまして答弁をさせていただきます。

これは、単純に小学校の跡地活用という意味合いだけでなく、言われたとおり、やはり機構改革の中で教育部門のある程度の集約、そして町民が活用しやすいような福祉の集約ということが前提でもございます。そうした意味では、旧下竹荘小学校の活用につきま

しては、教育関係部門と福祉関連部門の集約を考えております。その具体的な内容といたしましては、教育委員会の事務局、公営塾、また町長部局ではございますが、業務の内容がその大半教育関係であります子育て推進課もその対象として、今、検討をしております。福祉関係では、社会福祉協議会事務局、包括支援センター、そして地域の活動拠点も予定をしております。それぞれの関係部門がより連携が図られ、教育福祉の向上を期待するところでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

新たに子育て推進課も検討されているということでした。

続きまして、2つ目、令和7年度当初予算において、校舎利用に向けた長寿命化のための改修を伴う設計業務委託料を総額726万円計上しており、改修に伴う設計費、建築確認申請業務、施設の耐震度調査業務委託料などの総額と、3月議会で説明がありました。

2点、お伺いします。

設計業務の進捗状況はどうなっていますでしょうか。

2つ目、長寿命化のための改修ということは、移転に伴う活用組織の要望に応じた改修はその中に含まれていないのでしょうか。また、その予定はないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えをいたします。

設計業務の進捗状況につきましては、委託業者と改修する場所及びその方法等について協議を重ねておりまして、当初に設定している業務委託期間内において完了する見込みでございます。

また、移転に伴う活用組織の要望は改修に含まれていないのかとのことにつきましては、今回予定している工事は、校舎内の設備、例えばトイレの改修、電気設備等も含めて必要に応じて改修することとしており、今後も長期間使用できるよう、事務所としての機能を長寿命化させるために施工する予定でございます。旧校舎の建物を生かした施設となるため、改修方法等が限られる部分はございますけれども、活用組織の要望等を聞き取り

しながら設計を進めているところでございます。また、今後についてもそのように対応していく予定としております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

設計業務の進捗状況なんですけれども、設計図ができているのか、そこに子育て推進課も入っているのかというところと、あとどこに何が配置されるかといった設計図というのはみんな関心があると思いますが、それはいつの時点で、決定前に公開されるのかといったところを伺えますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、お答えいたします。

子育て推進課の入る事務所のほうも、一応一部屋、考えておまして、そこを事務所にするように設計のほうはしております。設計につきましては、業務委託期間内、1月の末だったと思いますけれども、それで大体固まる予定ではございますけれども、皆さんにお示しする時期につきましては、今後、検討の上、また決めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次の質問に移ります。

跡地活用組織の意思の反映について、①と②、併せて伺います。

社協への打診について。

令和6年1月に地元下竹を楽しむ会から要望を受け、総合政策会議で検討、12月23日付で町長より下竹荘小への教育委員会事務局及び公営塾の移転、歴史的民俗資料などの展示スペースの設置、地域コミュニティ活性化の観点から集いの場の設置、また将

来に向け、社会福祉協議会等の集約化の検討を行う旨の回答があったことが、3月議会同僚議員の一般質問のやり取りで示されました。12月17日の全員協議会では、下竹地区自治会から総合的な教育機関、地域の集いの場、社協の集約化といった活用の要望があるとの報告があり、令和7年度当初予算として、設計業務委託料726万円が計上されました。令和7年度6月17日の全員協議会での学校跡地利用の説明の中では、社協と地域包括支援センターの集約化が新たに検討されていると報告されました。その際、社協の移転については社協への打診を行なったのかという問いに対し、打診は行なっていて、社協の理事会、評議委員会でも話をされて現地を確認していると町長より説明がありました。社協への打診はいつ行われたのでしょうか。

また、理事会、評議会の議論の内容を把握されていますか。

そして、理事会、評議委員会から出されている懸念事項と移転メリットは何でしょうか。

次に、活用組織の意思の反映について伺います。

学校跡地利用は、地域住民の意向を重視し、地元地域による活用が優先されるもので、旧下竹荘小においても集いの場としての活用も検討されています。先日、同僚議員とともにお邪魔させていただきましたが、地域食堂の取組、ぜひしっかりと後押ししていただきたいと思います。

同様に、ほかの組織に関しても、その意向の確認と尊重、特に移転自体に前向きなのか、懸念が強いのかを踏まえて、そういった意見を反映させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、3番、我妻議員の御質問についてお答えいたします。

まず、社協への打診についての御質問ですが、本件の経過を時系列で説明申し上げます。令和6年1月11日、地元の下竹地区自治会で構成される下竹を楽しむ会から、下竹荘小学校跡地の活用に関する要望書が町へ提出をされました。要望は大きく3点で、まず総合的な教育機関としての活用、次に地域住民の集いの場としての活用、そして町内の社会福祉協議会事業所の集約化であります。この要望を踏まえ、また他の閉校となる小学校

跡地の活用も含め、総合的に検討するため、令和6年度に総合政策会議を計3回開催をしております。その後、令和6年12月23日付で町から下竹を楽しむ会に回答を通知をしております。回答内容といたしましては、歴史的資料の収蔵、展示スペースの確保を含む教育委員会事務局及び公営塾の移転、並びに地域住民が気楽に利用できる集いの場を設置するというものでございます。一方、社会福祉協議会の事業所を集約することについては、同協議会が複数の事業所を持っている現状を踏まえると、現時点では集約化は難しいという認識を示しましたが、社会福祉協議会においては、持続可能な運営を目指し事業の見直しを進めており、将来的な事業所の集約についての検討は継続する旨を回答をしたところでございます。これを踏まえ、町といたしましては、福祉課及び地域包括支援センターとの協議も行いつつ、社会福祉協議会が使用している既存事業所の老朽化の状況やスペースの適切さなども考慮した上で、役場全体の組織改革や各課の配置転換などを検討する中で、総合的に判断したところでございます。

移転のメリットとしましては、業務の効率化、かつ効果的なサービス提供による利用者の利便性向上や情報共有の促進が図られることなどが考えられます。

懸念事項といたしましては、後ほど議員の御質問にもありますが、土砂災害警戒区域内に施設があること、それからスペースの問題、行政との連携の取り方などが懸念されるという御意見もお聞きはしております。

なお、社会福祉協議会への打診については、これまでも意向を伝えており、先日、12月1日に開催された理事会において、町としての方針を示し、理解もいただいたものと認識をしております。

次に、跡地活用組織の意思の反映についてでございますが、本町では令和6年1月に学校跡地活用に関する基本方針を策定し、その中で地域住民のニーズを反映させることを重要な方針として掲げております。これに基づき、地元団体である下竹を楽しむ会からの要望に対しても、地域の声を優先的に反映し、積極的に対応するよう努めております。

また、議員御指摘のとおり、関係者の意向を確認、尊重しつつ、プロジェクトを進めていくことが大切だと考えております。特に移転に関しては、懸念点や課題等について、移転後に業務がスムーズに行えるよう、解決策を関係者間でしっかりと協議を重ねながら、最善の結果を目指してまいりたいと思っております。今後とも学校跡地活用については地域住民の御意向を最大限に尊重し、関係機関等と協議を重ねながら、よりよい活用方法を検討、実現してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

我妻議員に申し上げます。

通告には項目分けにしておりますので、一問一答方式でやられるのであれば一問一答で質問をされたほうがよいかと思いますが、今、项目的に2点まとめて一括的に質問されたんですけど、あくまでも一問一答方式でやられるんだったら、通告のとおり、一問で一答、答えをもらうような方法でいかれたらと思います。

以上です。

○3番（我妻瑛子君）

はい。

①の社協への打診はいつ行われたのかということについてお答えいただきましたでしょうか。

それから、理事会、評議委員会から出されている懸念事項とデメリットを把握されていきますかということなんですけど、もう一度、お願いできますか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の理事会につきましては、12月1日の理事会のときに町としての方針をお示ししたということで聞いております。それまでに何回か、社協の理事会、評議委員会の中でそのことについての話もされたというふうにはお聞きはしております。

あと懸念事項でございますが、先ほど御質問の中での答弁でも申し上げましたが、下竹荘小学校が土砂災害警戒区域にあること、それから建物のスペースの問題、それから行政機関、関係する課との連携の取り方等について、懸念を感じているというお声を聞いているということでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

まず、先日、社協に対して民生教育委員会で視察、調査を行なったんですけれども、そ

のときには社協、理事会、評議委員会の説明、6月に理事会、評議委員会の中でこの移転についてお話をされているということでした。社協自身が事前に、この12月に理事会にお話をされるという、以前からも、令和7年4月あたりには情報は入っていたというふうに聞いています。整理しますと、今、御説明があったように、令和6年1月に要望書が出されて、総合政策会議を経て12月に地元地域へ社協の移転の検討を伝えています。その時点では当事者の社協には何も伝えておらず、それから、伺った話だと約4か月後にこの計画が知らされた。この経緯ですと、既に関係各所への報告が済んだ後に当事者に聞かされるということについては、当事者に見てみたら、決まったこととして受け止めよとされているようなものだと思うのですけれども、この流れについてどのように考えておられますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

この件は下竹を楽しむ会から要望が出てきたものではございますが、下竹に回答をするときには、またこの社協の集約化については、今後検討していくという形で回答をさせていただいております。その後、町の中で、先ほども御答弁させていただきました、組織の改革であったり課の配置転換等を検討する中で、社協と地域包括センターも集約したほうが、事務の効率といいますか、町民の利便性向上にもつながるんじゃないかというふうな話が町の中で出てきまして、そういう方向で検討を進めさせていただいたという経緯でございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

では、社協の理事会、評議会を受け止めについては、町としてどのように認識しておられますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

一方的というような考えでは駄目なんで、社協さんにもしっかりと説明し、社協さんの意向も大事でございます。そうした意味で、12月1日に私自ら、理事会に臨ませていただいて、理事の方々にこの考え方を説明させていただきました。そうした中で、理事の方からこの移転に対して反対とか何か注文とかということはありませんでした。皆さん、理解をしていただいて、その重要性を受け取っていただきました。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

先ほど申しあげましたように、先月11月25日に理事会、評議委員会の意見を民生教育委員会としてもいただいたので、幾つか読み上げさせていただきます。

行政施策について、社協の役員が言えることではない。ハザードマップで土砂災害警戒区域のはず、何のためのハザードマップか。1階だけでは狭いのではないか。職員の働き方改革の面から考えても、狭くなることにより休憩スペースの確保も難しくなり、環境が悪くなる。現場である社協職員の意見を尊重すべき。町からこの話筋に通っているように思えない。焦って大きなことをすることはよくないのではないかというようなものが出されておまして、町にも共有されているということでした。社協としては、町からこれらの意見に対しての回答はもらえているという認識ではないというふうに聞いています。

12月1日に、理事会に町長から説明というかお話しする機会があったということで、その中で反対とか注文は何もなかったということだったんですけれども、先ほど理事会の意見にもあったように、社協の役員が、この移転について、社協側からノーと言える立場ではないと認識しているということです。町が決めたら従うしかない。そういった関係性で何が重要かと言いましたら、社協から出された意見に対してきちんと向き合って誠実に答える。見えてきた課題を改善する、そもそも、根本的におかしいという問題が見えてきたら、違う選択肢に進むということも当然あると思います。今、社協の話をしていましてけれども、委員会では地域包括支援センターの移転について、担当課からデメリットしかないという発言がありましたし、今、関係機関、担当課とのコミュニケーションの不十分さ、また共有できるビジョン欠如の下での集約化になっているのではないかと、大変懸念を感じているところでございます。また、これについては後ほど御発言いただけたらと思うんですが、次の質問に移ります。

災害対応について伺います。

社協の移転理由については、現在の施設の老朽化対策も含まれているのでしょうか。現在、社協のあるしらさぎ事業者は、平成3年の竣工です。下竹荘小は平成元年の築となっています。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の旧下竹荘小学校への移転、集約については、あくまで地元からの要望を踏まえて検討してきた経緯があり、同協議会事務所の現行施設の老朽化のみを理由としたものではないと認識をしております。老朽化の状況は要素の一つではありますが、移転の主目的ではないという認識でございます。

また、現行施設の改築については考えておらず、役場全体の組織改革の検討の中で、どの機能をどの場所で集約、再配置することが最も効果的かという観点から、総合的に検討した結果でございます。

○議長（西山宗弘君）

すみません、今、我妻議員が尋ねた老朽化の対応、今の既存のものと新しくなるとこの年数の違いの分については答弁漏れがあったんじゃないかと思いますが、お答えください。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

失礼いたしました。建物の年数については、我妻議員がおっしゃるとおり、下竹荘小学校のほうが建物は古いということでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

老朽化対策が全てではないというお答えをいただきました。

2つ目のハザードマップについて、懸念があるということ把握されているということ

だったんですけども、ハザードマップにおいて土砂災害警戒区域となっています。社協は、災害発生時、ボランティアセンターを立ち上げる組織です。福祉的な拠点としての核となる社協を置く場所としてふさわしくないと思いますが、どう考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、旧下竹荘小学校敷地の全域は土砂災害警戒区域に指定をされております。そのため、台風や線状降水帯などで災害リスクが高まる際には特に注意が必要な地点であることは認識をしております。社会福祉協議会事務所の移転を考えている旧下竹荘小学校は、町のほぼ中央に位置しており、住民がアクセスしやすい立地条件であると思っております。そのため災害時には迅速な支援活動が可能となり、地域全体の福祉ニーズに対応しやすくなることも期待をできます。また、旧下竹荘小学校に社会福祉協議会事務所機能を移転することで、地域の福祉拠点としての中心を形成し、日常的にも多様な福祉サービスを提供しやすくなることで、地域住民の生活支援を強化していきたいと考えております。もちろん土砂災害の危険がある地域について、リスクを尊重し評価した上で、社会福祉協議会の災害時の役割や安全確保を考慮し、万が一の事態に備えて、災害時の安全性を高める対策を講じることも考えてまいります。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ちょっとこの部分はすごく大事なことだと思うので、しつこくお聞きしますが、町の中心地だから動きやすいという部分もあるんですけど、ただここが災害に遭ってしまったら、土砂が流れ込んでしまったら、そもそもその対応ができないのではないかと、いうところなんです。災害発生時も、社協や包括が抱えている方たちへの支援はそれぞれの組織が続けていかなければならないという状況です。そういった拠点を何で危ないところに置かないといけないのか、むしろそういったことをしないためのハザードマップがあるのではないかと、思ってるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

今回の移転につきましては、社会福祉協議会の事務所の機能を移転するという事で、それ以外の社協の事業の関係については、これまでどおり、事務所のほうは別のところで、既存の施設のほうで行なっていくということになります。この下竹荘小学校については土砂災害の警戒区域内にありますが、その隣の下竹の公民館、こちらのほうは避難場所にもなっておりまして、土砂災害警戒区域にも該当しておりませんので、もし何かあったときには、当然、事務所機能、そこで事務のほうを行うということとはできないと思いますが、その後の対応について、別のところでもしっかりと業務のほうが行えるような、そういうふうな体制も取っていくことが必要だと思っておりますので、その辺はそういう体制で行えるように、今後も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

昨日には同僚議員の一般質問の中で教育委員会の緊急時の対応が質問されていましたが、その教育委員会もこの場所にいるわけです。災害に強い町ですと吉備高原を押し出すと同時に、ハザードマップの土砂災害警戒区域に教育、福祉機関を設置しようとしているという、これをどう考えたらいいのかというのをとても戸惑っております。今の御答弁ですと、土砂災害が起こっても大丈夫ですということだったと思いますが。

じゃあ、次の質問に移させていただきます。

ビジョンについて伺います。

初めに申しましたように、吉備中央町の教育、福祉行政が何を目指しているのかが問われるものだと思います。教育委員会と公営塾、社協と地域包括支援センター、教育、福祉行政の拠点になることになります。冒頭、町長からも発言がありましたけれども、それぞれ何を實現しているのか、ビジョンを示していただけないでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

旧下竹荘小学校跡地の活用につきましては、これまで地元の要望を考慮しながら検討を進めてまいりました。その結果、教育委員会事務局などを移転することについて、関係者間で合意が得られ、実現の見通しが立ったところでございます。移転の背景には幾つかの理由がございます。まず、現在、教育委員会事務局が入居していますきびプラザにおいて、年間約300万円の施設使用料がかかっております。また、会議室が不足しており、特に最近増加していますオンライン会議への対応に支障が生じていること、さらに公営塾が下竹荘公民館を間借りしているなど、教育環境の効率的かつ効果的な整備が求められている状況がございました。こうした課題を解消し、よりよい教育行政の拠点を整えることが移転の目的でございます。

一方で、要望の一つとして上げられていた、社会福祉協議会事務所の移転、集約につきましては、役場全体の組織改革や各課の配置転換などを検討する中で、教育委員会や公営塾、さらに社会福祉協議会事務所と地域包括支援センターを中心とした地域に根差した教育と福祉の拠点を実現しようと総合的に判断し、方針を示したものでございます。本方針に基づき、住民サービスの向上を最優先に、関係課等と引き続き協議を重ねながら、住民の利便性を高める施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ちょっと思っていたビジョンと違うんですけども。

次の質問に移ります。

包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務とされており、吉備中央町でも重層的支援体制整備事業にも取り組んできました。機関横断型の取組が求められている中、移転、集約と同時に子育て、教育分野、介護、障害者などの福祉分野においても、この強化や改善に取り組む認識でしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

旧下竹荘小学校の跡地活用の検討は、地元からの要望を受けて進めてきたものではございますが、その過程において、既存の組織改革や行政運営体制の在り方についても見直しの契機となったものと認識をしております。こうした検討を通じて、教育、子育て、福祉など、複数分野にわたる施策をより一体的かつ効果的に進めていく必要性について、町としても強く意識をしているところでございます。特に教育、子育て分野では、就学前から義務教育期までの保育・教育の一体的な施策の推進、福祉分野においては、社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携して情報を共有し、相談窓口を一元化することで効率的な支援体制を構築することが期待されます。これにより支援の重複や抜け落ちを防ぎ、利用者への必要なサービスを提供できるようになります。跡地の移転、集約と並行して、これら各分野の強化、改善に取り組んでまいりたいと考えております。今後も地域の実情や住民の御意見を大切にしながら、役場全体の組織体制を考えて、様々な分野がよりよい形で連携し、住民サービスの向上につながるよう、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

最後に、スペースの問題について伺います。

教育行政と福祉行政、今ちょっとお話ありましたけれども、同一場所に置く必要がありますかという質問ですが、これがあまりにも限られたスペースに詰め込み過ぎているのではないかというふうに懸念を感じています。いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

旧下竹荘小学校の建物に様々な行政機能等を一体的に集約することを考える際には、幾つかの重要な点を総合的に検討する必要があるものと考えております。具体的には、職員の人数や働くスペースの確保、会議室や相談室などの必要な設備、さらには来訪者や相談

者の移動経路やプライバシーの保護などといった点を総合的に検討し、どの行政機能をどこに配置するかを決定する必要があります。こうした検討を踏まえ、業務効率化の向上を図るとともに、職員が働きやすく住民にとっても利用しやすい場となるよう、必要なスペースや機能の要件を考慮し、建物を最大限に活用する方法を検討してまいります。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

何か新しいことをする、発展させるためには、余裕、余白ってというのが必要だと思うんです。災害時、緊急時には特にこの余裕とか余白ってというのが重要で、必要な余分というものもあると思うんです。現在の社協の場所に窓口を一本化することだって選択肢としては当然あると思うんです。そもそも今の場所だったら介護用ベッドもあるわけです。限られた予算で公共施設を維持していかななくてはならないと、そういったところを踏まえてのお考えだということも分かります。ただ現状、公共施設の再編整備っていう今の状態が、空いたところに押し込んで、町じまいの準備でもしてるように見えてならないんです。教育、福祉に強くなるために、前向きな集約、移転にするためにも、まずはしっかりとビジョンの共有と、防災の観点でもここはしっかりと立ち止まって考えていただきたいと要望しまして、この項の質問を終わります。

続きまして、PFASの健康影響対策と調査について伺います。

2023年10月に汚染が発覚し、その年度の3月に血液検査を含む健康影響調査の実施が発表されました。2024年度は調査票の回収と血液検査が3回実施され、2025年度は県外在住の希望者に対する血液検査が行われましたが、本年度は主に分析に係る期間となりました。2歳から18歳の子どもに関しては、PFASの血中濃度と生化学検査を当面の間は毎年実施すること、成人に関しては、PFASの濃度検査を3年周期で2024年度の初回を合わせて合計3回行うという方針が示されました。影響が特に心配される子どもたちへの手厚い措置に、また当事者の要望を踏まえた内容にいただいています。PFASの血中濃度の検査に関しては見通しがついたところです。本日は、10年、20年、分かりませんが、健康影響調査、どうやって何をしていくのか、その中で2024年に委託した調査分析作業では何をどこまでしようとしているのか、新たに健康影響調査に関わる組織、仕組みができるということでしたので、それも踏まえて、今後の方針やお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

健康影響調査の位置づけについて伺います。

現在行われている健康影響調査、これはP F A Sの暴露と健康状態の関係を明らかにするために行われているとの認識でよいでしょうか。

そして、疫学調査をされていると考えてよいのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

それでは、3番、我妻議員の御質問にお答えいたします。

疫学調査には、議員御指摘のように、暴露が健康状態にどの程度影響しているかなどの関係を明らかにする形式のものもございますが、現在、健康影響調査として主に進めておりますのは、特に健康状態の地域ごとの分布の違いを明らかにする形式のものであると認識しております。広い意味での疫学調査であると考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

広い意味での疫学調査というふうにお聞きしました。今回の汚染の疫学調査としては、1,000人弱ではサンプル数が少ないと言われております。少ないのであれば、なおさらそれぞれのサンプルを丁寧に拾っていかねばならないわけです。今後、ほかの汚染地でのデータと併せた分析も可能だと思っております。後ほど伺います、調査票の抜け落ち部分を拾うこと、また今年度以降の健診結果がどのように集められるか、今の段階まだ分かりませんが、地道に集めることが本当に大事なことだと思いますので、ぜひよろしく願いします。

次の質問です。

健康影響調査の委託費と内容について。この①と②、もう別々に聞いたほうがいいかな。

2024年度に委託した現在の健康影響調査は、岡山大学と川崎医大が解析を担っているということですが、それぞれ健康影響対策委員の先生が担っているということでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

御質問にお答えいたします。

健康影響調査でございますが、そちらは健康影響対策委員の先生に担っていただいているものではございません。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

2つ目の質問です。

これまでに依頼した健康影響調査データの分析、調査研究の委託費、内容を御説明ください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

委託費は、令和6年度と7年度の総額で767万円でございます。

内容につきましては、健康調査票と円城浄水場の水を飲水された住民の方を中心とした血液検査結果を組み合わせた調査を行うことで、町における有機フッ素化合物暴露の程度を把握し、それによる健康影響を評価するものでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この調査分析、研究の委託に関して、先日、開示請求を行わせてもらったんですけども、健康影響調査に関わる町と岡山大学との契約には2種類あるということです。吉備中央町におけるPFAS血中濃度検査影響調査分析事業とPFAS血中濃度及び健康影響に関する研究の2つということです。調査分析事業と研究の違いは何なんでしょうか。内容はどちらもPFAS血中濃度と健康状態の関係を評価するというふうになっています。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

御質問にお答えいたします。

事業のほうでございますが、こちらは町が実施した調査票による健康調査と血中濃度検査データを比較し、P F A S 血中濃度と健康指標の関連を評価していただくものでございます。

研究でございますが、研究では、事業での成果、評価を基にP F A S 暴露やP F A S 血中濃度と健康状態との関連を評価することとなっております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ちょっと今の一瞬で内容が整理できなかつたんですけれども、お聞きしたいのは、新たに設置しようとしている健康影響評価のための組織がここにどのように関わってくるのかということなんです、この2つ目の研究部分を担うということでしょうか。つまり契約をやり直すという認識でしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

新しくできる委員会につきましては、今、岡山大学に委託をしております事業や研究について関わっていただくという思いはございません。今、岡山大学に委託をしております事業や研究について、住民の皆様にお伝えしていくことを踏まえた上で、報告が出てきた、その後にそれについての助言やアドバイスをいただくことを目的として、委員会は設置をしていくことと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

当初の予定どおり、契約どおり、2024年から25年の調査は岡大を中心に頼藤先生がされて、それにプラスアルファ、組織が新たに評価をするという流れというふうに理解しました。

次の質問です。

健康影響調査の見通しについて伺います。

いつ何をしていくのか、健康影響調査の見通しが立っているとは言えない状況です。今後のことについて、誰がいつ計画をするのか、または既にしてあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

健康影響調査は、町が計画をし、今設置しております協議会など、関係団体に図りながら、最終的な方針を決定することを考えております。引き続き情報収集していく調査と既存資料を利用した調査を組み合わせで行なっていく予定で、既存資料については、例えば来年は国保のデータを活用し、再来年は動態統計データを活用するなど、毎年、同じ既存資料ではなく、隔年で組み合わせる方法などを検討しておりますが、現在、どのようにしていくかはまだはっきりとは決まっておりません。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

また、後で新たな組織がこの計画に関わるのかという質問にも出てくるんですけども、今後の計画については、これまで関わってくださっている岡山大学の頼藤先生は関わらないということでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

今後は岡山大学が関わらないということではございませんで、これからどういうふうに町が健康調査を行なっていくかを決めた後に、分析、また研究として、岡山大学には新たな委託をお願いしていくことを考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この健康影響調査は、血液検査も含めて、一自治体が行う業務としては異例の内容だと思います。手探りで進めている状況だと理解しています。せっかくいろいろ考えてくださってるのに、ぼやっとしていて全体像もつかみにくい、今どこにいて何がされるのか分からない、そんな中で発表された中間報告に対して、吉備中央町で結果が出た、健康被害が確認されていないといった、そういった報道や情報の伝わり方になってしまっていると思います。今後の流れと今どこに在るのかっていうのを明確に示すことは、予定であっても、当事者の住民にとっても不安の軽減になると思います。今後のことで、例えばなんですけれども、2024年度から2026年のこの3月まで行なっている現在の事業は横断研究ですと、来年度以降は新たな事業としてコホート研究に取り組んでいきますとか、取得を目指してるがん登録データ、学校健診データはこの部分ですとか、先ほどちょっと国保とか動態統計の話もありましたけど、そういった示し方、整理を目に見える形で示していただけたらいいなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

前々からそういった御意見をいただきながら、まだ町としてしっかりとロードマップが作れていないことは申し訳なく思っております。今後、しっかりとそのような話も早急にといいますか、頑張って早めに皆様にお知らせできるようにしていきたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

次に、子どもの健診データの範囲について伺います。

P F A Sは、低出生体重や幼児、胎児の成長低下が指摘されています。年に1回実施される学校健診データは、貴重な調査対象になってると思います。教育委員会への打診はいつ行なったのでしょうか。また、その進捗状況をお知らせいただけたらと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

御質問にお答えいたします。

教育委員会に今年度、打診をしておりますが、個人情報保護の観点から、現在、取得には至っておりません。情報を取得することとなりますと、保護者の方の同意が必要となりますが、健康調査票を対象者の皆様にお問い合わせをさせていただきました際に、学校健診の情報を使用することについて、同意欄を設けており、この調査票により同意をいただいている方はいらっしゃいます。同意を得られてない方に対しましては、改めて対象の保護者の皆様に同意書をお送りして、現在、取りまとめ作業を行なっておるところでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

こちらのデータは2024年度の調査研究には利用する予定でしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

2024年度の調査の中には現在は入っておりませんが、早急にデータが整理できれば、岡大のほうに併せて依頼を行い、今年度中に何らかの形でお知らせをできたらいいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

整理できれば入れてくださるということだったんですけども、とにかく何が大事かといったら、データの質、きちんとしたもの上げるっていうのが大事なので、ここは無理してどうしてもっていうわけではないんですけども、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に参ります。

2024年度の調査最終報告について。

2024年度の調査では、調査票の内容が煩雑でほぼ空欄で出されている方もいます。何人がこういった状況でしょうか。最終報告までに個別聞き取りを行うなどして埋める予

定にはなっていますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

ほぼ空欄で出されている方は約60人でございます。今後、個別聞き取りをして確認をする予定としております。今回の最終報告については、分析が既に完了した状態となっており、追加は難しいため、次回以降の調査、分析に組み込めればと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

とすると、この60人の血中濃度自体もその分析の対象から2024年度は外すというふうにお考えでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

血中濃度については外すことは考えておりません。既にもう完了しておりますので、外さないもので分析をしていただいておりますので。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

2024年度調査最終報告に向けて、現在、町が保持している調査票と血中濃度データを補完する取組で考えていることがあれば教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

2024年度調査の分析の委託作業は完了しておりますので、他の手法による取組は想定しておりませんが、来年度以降、先ほども申しましたが、がん登録、動態統計、国保

データベースなどの情報を活用しまして、関係機関と相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

細かいことを聞いて恐縮なんですけれども、がん登録データは今年度の分には考えてないということだったんですが、以前もお話ししたように、例えば腎がんの率というか、人数が異常値が出ているんです。そこは今回のデータについてはどのように、精査というか、取り扱っていくおつもりでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

腎がんにつきましては、御指摘がありましたので、これから個別にもう一度精査をしていこうと考えておりますので、今回の最終報告については、もう現在のデータで報告がなされるものと思います。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

腎がんの異常値が出ているまま、どのように評価をされるのかといったところが気になりますが、方針は理解しました。

次の質問に移ります。

健康影響調査のための組織について伺います。

組織を構成するメンバーはどのように選定されるのか、または打診をされているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

組織の設置の件でございますが、既存の健康影響対策委員会の設置目的を変更し、改め

て設置する方針でございます。

委員の選定でございますが、当初設置した委員会の先生方と新たに依頼する先生方の両面から検討、打診をしており、既存の委員の先生方につきましては、引き続きお願いできないか、現在、確認をしているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

この健康影響調査のための組織を設置する目的をお知らせいただけますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

現在の健康影響調査委員会の目的は、健康への影響と対策に関することについて調査、審議するということと設置要綱ではなっておりますが、今後の内容につきましては、現在、詳細につきましては検討中でございますが、基本の方針に掲げる方策の助言や評価、その他、中・長期的な対策に関する助言や評価などを想定をしております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

3番、健康影響調査の計画は誰が行うのか、この組織が行うのかということですが、先ほどの御答弁からはそうではないというふうに考えてますが、そうでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

健康影響調査の分析を委員会がするのかという御質問で間違いはない、ごめんなさい。すみません。

○議長（西山宗弘君）

もう一遍、質問をお願いします。

○3番（我妻瑛子君）

最初に出しているような、このままの質問で構いません。健康影響調査の計画は誰が行うのか、組織で行うのかということです。失礼しました。

○議長（西山宗弘君）

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

すみません。計画につきましては町が主体となって計画をしております。町がどういったことを今後、行なっていきたいかということを決めた上で、こちらの委員会、もしくはほかの県や協議会、いろいろな組織がございますが、そちらと相談しながら、最終的には決定をしております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

今後、住民説明会などにおける調査結果の解説は組織メンバーが行うのか、どなたが行うのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

説明会の対応は町が行うことを考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

内容的に専門家でなければ答えるのが難しいのではないかと感じています。きちんと分析方法や評価の根拠など、考え方など、さらに住民からの疑問に答えられる体制をお願いしたいと思います。

最後に、PFAS外来の設置について伺います。

健康相談窓口として福祉センターへ設置していましたが、11月に保健課へ窓口を一本化されました。これまでの報告では相談件数は少なかったと聞いています。この数字がイコール健康不安がない、そう捉えていらっしゃるわけではないと考えています。健康不安を保健課に相談するという選択肢はあまりなかったようですが、ふだんかかっている先生

に話してみたという話を聞きました。コロナ以降、体が痛くてこわばってしまっているのが続いているということについて、PFASの免疫への作用ではないかと話したそうです。すると、かかりつけのお医者様からは関係ないと一蹴されたとのことでした。また、子どもの発育異常が気になっている方からは、PFASの知識のある医師や研究者への相談がしたいと、先日、伺ったところでした。PFASの専門家でなくてよいのです。ただ、関連疾患が何か、情報収集して、必要な治療や検査に結びつけてくれるという安心感や信頼は重要です。PFASに関わる疾患や最新の知見の収集を行う医師による診察や相談が受けられる環境の整備をしていただけないでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

塚田保健課長。

○保健課長（塚田恵子君）

今後、関係機関と相談しながら研究してまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

専門知識を持った医師や専門家と相談できる機会、用意していただく方は不安を感じている方の心の支えになると思います。年に数回でもいいので、御検討いただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで我妻瑛子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

10番、片岡昭彦君。

○10番（片岡昭彦君）

10番、片岡昭彦です。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

2日間の一般質問で一番最後の質問者となりました。大変皆さん、お疲れのこととは思いますが、御対応のほどよろしく願いいたします。

質問方式は一括方式で行います。今回は、住民の生活の上で身近なことであり、また過疎、高齢化の地域においては大変切実な問題でもあります、町道、農道における維持管理についてということで、2つのことについて質問させていただきます。先ほど松枯れのことにつきましては同僚議員の質問と一部重なる質問もあろうかと思いますが、重複のない範囲での御答弁のほうをよろしく願いいたします。

まず、1点目として、町道、農道における枯松などによる危険木の除去対策について。

住民が重要な生活道として利用している農道についても、町道同様の倒木除去の対応ができないかということでございます。

次に、2点目として、町道などの生活道における草刈り作業について、自治会等が行う草刈り作業に対する補助制度はありますか。草刈り応援隊を活用した制度の拡充ができないかであります。山本町長にお伺いしたいと思っております。

吉備中央町内における山林において、松くい虫などによりアカマツが山林内に立ち枯れている姿が、最近、多く見受けられます。松くい虫の被害は、岡山県においては昭和49年度に約22万立方メートルの被害量で過去最高を記録しておりますが、その後は減少傾向ではありましたが、現状は、先ほどの同僚議員の中での説明がありましたように、依然として森林病虫害として、本町にとっても大変重要な課題であります。本町においても、松くい虫被害の予防、駆除対策として、ヘリコプターによる空中散布、地上散布及び伐倒駆除による薬剤散布など、対策を行なってきました。しかし、被害の拡大は収まらず、多くのアカマツが枯れてしまいました。その後、アカマツの世代も変わり、松枯れは落ち着いているように感じましたが、ここ数年は松枯れが多く目立つようになりました。特に道路沿いにおいても多く見られ、時として、風や雨、あるいは雪により道路上に倒れ、交通の妨げとなっていることが多々見受けられます。その場合、道路管理者において、国県道なら岡山県に、町道や町管轄の広域農道なら建設課に、連絡すれば早急に除去してくれます。しかし、農道の場合はどうでしょうか。農道の定義は、農業振興する地域において、農産物の運搬や農業機械の移動など、農業利用を主目的として整備される道路

とされています。あくまで道路管理はふだん利用している農業者及び地域関係者による地元管理となっています。したがって、そうした観点から、倒木の撤去は地元での対応となっています。それ以外のことにおきましても、災害時の修繕における対応や費用負担の違いなど、同じ公道とはいえ、道路の維持管理に大きな差異があります。原則地元での対応ということは十分理解はしていますが、対応することが可能な地区ならまだしも、多くの地域が住民の高齢化、住宅戸数の減少といったことにより、速やかな対応が困難といったことが現実であります。地元で対応し切れない場合には事業者へ委託する方法がありますが、費用負担の問題等があり、なかなか容易ではありません。

そこで、お願いであります。町道と農道の定義が違うのは重々承知していますが、町道並みの不特定多数の多くの方が利用する生活道として利用されている農道も多くあるのも事実であります。どういった理由でそれぞれが町道、農道として認定されているのかは分かりませんが、住民が重要な生活道として利用している農道について、町道同様の倒木除去の対応をしていただけないでしょうか。

次に、2点目として、町道、農道等の生活道の草刈りについて、自治会をはじめとした地域住民における草刈り作業を行なった場合に対象となる補助事業として、建設課主管である吉備中央町道路整備草刈り事業補助金制度と農林課の主管である吉備中央町草刈り応援隊事業補助金制度があり、維持管理のために行うための補助金事業として、吉備中央町草刈り応援隊補助金事業があります。吉備中央町道路整備草刈り事業補助金制度については、地域住民による共助の取組事業として多くの自治会が取り組み、年1回以上の草刈り作業を行なっています。それにより、大半の道路が草刈り作業により快適に通行できている現状に対し、補助金制度には大変感謝を申し上げます。しかしながら、一部の地域では、自治組織の過疎、高齢化、少数化により、補助制度を活用することはもちろん、草刈り作業そのものできないため、何らかの対応をしてもらえないかという多くの声を聞きます。

また、草刈り関連事業として、吉備中央町草刈り応援隊補助金事業があると思います。この事業は平成31年度から補助事業化されたものと思いますが、現在まで多くの実施団体が設立をして活動しているように感じられません。地域の中での事業の認知度が低いのではないのでしょうか。現時点で活動団体が幾つあり、活動状況がどのような状態であるか、そしてなぜこの補助事業が地域に浸透していかないのか、以上のことをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、10番、片岡議員の御質問にお答えします。

まず、第1点目の町内の農道につきまして、これは広域営農団地農道等の一定要件農道を含む路線数が1,489路線あります。また、総延長にしますと40万4,730メートルというような大変長い距離でございます。この中で規模の大きい広域営農団地農道やふるさと農道などにつきましては、町が主体となって倒木の除去等については対応をしているところでございます。議員から御指摘がありました、地域住民が生活道として重視している農道や営農に特化している農道につきましては、現状では自治会や受益者の皆様に管理をお願いしている状況でございます。町としては対応ができてない、またやってないのが現状でございます。

さらに、地域によっては、高齢化や活動人員の減少によりまして、対応が困難になっている現状があることも把握もしておるところでございます。しかし、重要な生活道として利用している農道と営農に特化している農道とを区別し対応することは、それぞれの地域の状況もございますので、大変難しいと考えております。地域の取組体制にもよりますが、中山間地域の直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用をこれからはしっかりと検討をしていただき、農道の維持管理にそれぞれの地域で努めていただきたいと願うところでございます。地域の取組にもよりますが、様々な苦難がございますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、2点目の草刈り応援隊の補助金につきましては、農地に限らず、管理されていない状態で放置されてる土地が増えないように、草刈り作業への支援が必要な方を地域で支えることを目的とする団体に設置を促しております。そのために、平成31年度から施行されて、補助金等々お支払いをしております。これまでに4団体が設立がなされました。この補助金制度は、終了年度を定めた時限立法でございます。団体の設立のための補助は令和4年度までとなっていたことから、現在はなかなか周知ができてない状況でございます。

なお、活動補助金につきましても、本年度末をもってその時限が来る年でございます。草刈りに関する補助事業は、農地では農林課の直接支払制度の活動、また道路では建設課

所管の補助事業もごございます。それぞれ草刈り作業委託することができるシルバー人材センターや民間業者等々がある中で、既に自治会や集落において、もう主体的に草刈りをされてる団体もごございます。そういうもろもろな要件があって、この草刈り応援隊の補助を使って設立された団体がなかなか増えないというのは、そのような状況もあるのかなと思います。いずれにいたしましても、周知というのは大事だろうと思っております。

○議長（西山宗弘君）

10番、片岡昭彦君。

○10番（片岡昭彦君）

山本町長、ありがとうございます。御答弁をお聞きする中で、倒木処理を行うに当たり、町道、農道の区別に対する定義づけ、それらが対応することが大変なこととは重々理解させていただきました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、現実問題、地元対応が困難としているところが多くあるというのも見逃せない事実であります。中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付金の活動に取り組んでいる地域はそれなりの対応も可能かと思いますが、取り組んでいないところこそ困っていると思います。少しずつ構いませんので、柔軟な制度改正に向けた対応のほう、よろしく御検討のほうをお願いいたします。

現在、吉備中央町における町道数と農道数ですが、加茂川エリアにおいては、町道は605路線、農道においては434路線、また賀陽エリアにおいては、町道は381路線、農道においては1,044路線、町内の町道、農道、合わせて約1,200キロメートル以上の延長という状況であります。それぞれの旧町時代の様々な歴史があり、単純に一概に比較はできませんが、農道数が多いということは、それだけ地元における負担も多いということも事実であります。御承知のとおり、吉備中央町は岡山県のほぼ中央部に位置しております。面積は268.78平方キロメートルと、大変県下の町村の中でも広大なところであります。また、標高も120メートルから500メートルの高原地帯となっており、比較的なだらかな低山地地帯ではありますが、集落は点在しているという町であります。そうしたことから、国県道から農道までの道路延長は、岡田副町長がよく例えとして言われている、総延長が岡山県から東京辺りぐらいまで行く距離だというふうに、多くの道路が走っております。

そこで、一つ提案です。全ての農道について、町道認定をしてほしいとは申しません。町道を認定するには多額の費用がかかることは承知しております。農業を行うのに、多く

の受益者がいる農道とそうでない農道、また受益地もない集落内の生活に必要な町道同様の農道と、様々な形態の農道があります。大変な作業を伴うこととはなるとは思いますが、それぞれの状況に応じた分類ができるよう、住民の負担が軽減できる町道に準じた農道、そうした枠を設定するといった見直しをしてみたいかと思いますが。水稻や果樹をはじめとする持続的な地域農業の振興を掲げ、農業立町を進める町長として、幹線農道の改良の整備だけでなく、生活に密着した部分にも目を向けていただければいいかなと思います。

また、草刈り応援隊の現状、あるいは活動補助金そのものが終了するという事をお聞きしました。しかしながら、それぞれの補助事業を活用したくてもできない人がいることも事実であります。集落住民において対応が困難なところについては、従来の草刈り応援隊の制度がなぜ浸透しなかったのか、なぜ地域に受け入れられなかったのかを再考してはどうかと思います。私も現状の応援隊の活動では無理と感じます。設立が少ないということは、人的な問題、そして費用的な問題が大きいのではないかと考えます。じゃあ、補助金を上げれば組織の数が上がるのかどうかは分かりませんが、現状のままでは厳しいかなとも考えます。なぜなら、大半の方が仕事をしながらボランティア人材で参加してるんだと思います。設立補助金や活動補助金を拡充して、少しでも取り組みやすい環境整備をしてみたいかと思いますが。そうすれば、それぞれの補助事業の組合せによってより一層対応しやすくなるのではないのでしょうか。山本町長、これが12月の定例会2日間における一般質問の最後の御答弁になると思われまいます。よい新年がお互いに迎えられるよう、答弁のほう楽しみにしております。いま一度、山本町長のお考えをよろしくお願いします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

私も輝かしい明るい新年を迎えたいと思います。そうした意味で、まず第1点目の町道に準じた農道枠の設定という提案でございます。なかなかユニークな提案だなというふうにとらえております。ただ、現実問題といたしまして、道路の幅員や地形、利用状況等々、地域によって様々な検討課題がございます。町といたしましても、引き続き地域の状況をしっかりと鑑みながら、農道の維持管理について、自治会とか受益者の方と協力体制を整えながら、適切に対応を検討していきたいと考えています。いずれにいたしましても、地

域の皆さんに御理解、御協力をこれからもいただかないと成り立たないと考えております。

2点目の草刈り応援隊の補助金につきましては、本年度末で効力を失うものでございます。議員御指摘いただきましたように、やはり人的な問題とか、それから費用的な問題が確かにあると私も認識をしております。そのために4年間でたった4団体というような設立しかなされなかったのかというふうに思っています。吉備中央町もそうですが、美しい農村景観や、また生活環境を守るためには、草刈り作業の支援を要する方々を地域全体で支えるためにも、この応援隊を設置する制度には意義があると私は思います。そういうことも思いますので、しっかりと拡充も含めて前向きに、今後、検討を進めてまいりたいと思います。どうぞ御理解、御協力をよろしくお願いします。

○議長（西山宗弘君）

10番、片岡昭彦君。

○10番（片岡昭彦君）

山本町長、再三の御丁寧な御答弁ありがとうございます。今後は町道、農道の定義の考え方を、地域の声に耳を傾け、少しでも検討していただき、町民の負担が少しでも軽減できるようよろしく願いいたします。一番は、道路上に木が倒れないことが一番です。現在の補助制度として交通等支障木伐採除去事業がありますけど、これだけでは追いついていないのが現状であります。ぜひともその事業の拡大とともに、町が事業主体となって計画的な伐採事業を考えてみてはいかがでしょうか。

また、草刈りにつきましても、今後はますます住民の共助だけでは限界となってまいります。町長も応援隊の制度に意義を感じておられるのであれば、なおのこと、町の公助と併せ、それぞれの情勢、状況に応じた対応が必要であると感じます。

1つ、他の自治体の事例として紹介をさせていただきます。町内の希望する自治組織にリモコン式草刈り機を永年貸与している自治体があります。購入費の大半を町が負担して、普及を促進、過疎、高齢化で除草作業の担い手が不足する中、町民の声を受けて事業に取り組んだとのことでした。限られた財政の中、同じ取組をしてくださいとは言えませんが、何らかの対策に取り組むことは喫緊の課題として考えています。これは一つのヒントになればという紹介でありました。

どちらの対策にいたしましても、今後の取組を進めていく上で、研究、検討はもちろんのこと、前向きな実現可能な取組に向けて、より一層の努力のほうをお願いいたします。

ぜひとも今後の早期実現を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで片岡昭彦君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第3、報告第12号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

それでは、請願審査報告をさせていただきます。

吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。総務産業常任委員会委員長、山崎誠。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告いたします。

審査月日、令和7年12月2日。請願番号、第2号。件名、岡山県農民運動連合会代表畑野勝利からの政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書。審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

少し審査の状況をお知らせしたいと思います。

申すまでもなく、農業生産は生きる上で絶対的な条件です。しかし、昨今の物価高騰は農業資材にも及び、農業経営は極めて厳しい状況に立ち至っています。一方、昨年夏以来の米価の異常高騰で、政府の対策は増産方針から需給に応じた生産へと揺れ動き、農家は不安を抱えたまま生産に従事しなければならないのが現実であります。農業立町である我が町の農業経営者も同様の状況に置かれています。こうした現状に鑑み、農業者が安心して生産できる環境を整えるため、全会一致で採択といたしました。議員皆さんの御理解と賢明な判断をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本請願については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第12号、請願審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第4、報告第13号、請願審査報告についてを議題とします。

本請願については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

それでは、請願審査報告をいたします。

令和7年12月16日。吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。民生教育常任委員会委員長、丸山節夫。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定しましたので意見を付し、会議規則第94条の規定により報告します。

記といたしまして、審査月日、令和7年12月12日。請願番号、第3号。件名、新日本婦人の会岡山県本部代表者豊田依子からの選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願。審査結果、不採択。意見、願意に沿い得ない。ということでございます。

本請願審査につきましては、反対多数で不採択と決しましたが、審査の内容等の補足説

明をさせていただきます。

審査に当たりましては、委員から多くの意見が提出されました。中でも、本制度の導入により夫婦が同姓か別姓かを自由に選べる制度となることから、選択肢を増やすメリットがあるとの意見の一方で、町民から別姓を望む声が上がっていない、別姓を望む人はどれだけいるのか不明である、生まれてくる子どもたちのことが気になる、子どもたちの感情や意思、尊厳に加え、子どもたちの姓はどう考えるべきかなどに関する質疑、討論がなされました。多くの意見がある中で、制度導入の必要性と不利益の解消に対する懸念が主たる審査の内容となりました。

なお、少数意見として、改姓を行なっているのは圧倒的多数が女性で、女性の社会進出の妨げにもなっており、社会的損失も指摘されているとのことから、国として法制化を進めるべきであるとの意見がありましたことを申し添えまして、補足説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長報告に対して御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

委員長報告を拝聴いたしました。この請願については、選択姓ということで、これも御報告がありましたけども、不利益がいろいろあるということで、幾つか例示されましたが、採択した場合の不利益について、具体的にそれ以外にいろんな議論が出ておりましてら御紹介をいただきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

民生教育常任委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

内容につきましては、先ほど補足説明をさせていただいたところでございますけれども、その他ということでの御質問であります。

提出された意見を幾らか説明のほうをさせていただきたいと思えます。そのほかの意見といたしまして、国の法律問題なのだから早いうちの審議を進めてほしいと、国への依頼でございます。また、結婚して、私の場合は名前が変わることが非常にうれしかったということでございますけども、初めて負担と感じておられる方がいるんだということ、今

回、気がついたというような意見もありました。それから、別姓を望む人が実際問題としてどれだけおられるのかという点もありました。また、支援者の中には別姓を望む声はない。こういったところの意見が主なところでした。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

これより討論を行いますが、まずはこの委員長報告に対して反対の討論からお願いいたします。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求めるこの請願に採択すべきで、委員長報告に反対の立場で発言します。

法的な婚姻に際し、夫婦同姓が強制されている現在の制度を、望む人に対しては別姓を選択できるようにしようというものです。委員会の中でも、行政サービスの制度設計がどのように変わってくるのかが見えないということが上げられましたし、疑問に思っている方も多いと思われます。住民票、戸籍には夫婦別姓でも同じ戸籍に入りますので、福祉サービス申請時にも同一世帯として扱われます。保険証や年金では、そもそも個人単位で管理されるために、姓が異なっても問題はないですし、扶養関係は戸籍や住民票で確認できるものと考えます。また、子どもたちです。例えば学校現場で想定される状況としては、姓が異なる親子関係の把握ですが、戸籍や住民票の提示で関係を証明、また学校書類や福祉申請では同姓前提のフォーマットが多いために書式の改定は必要になると思われますが、学校や福祉の現場では親子関係の証明の明確化が進み、むしろ透明性が高まるといったメリットも上げられています。同じく委員会の中では、町内においてどれだけ希望があるのか見えにくいということも言われました。性的マイノリティーに関してもそうな

んですが、見えにくい、少数者、確かに見にくいんですけども、少数者の希望をそっとすくい上げてほしいという思いです。名前はアイデンティティーや生き方に関わるものです。請願の採択によって、個人の尊厳と多様性の尊重を重視する町としての姿を示すために、この請願は採択すべきと考えます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

次に、この委員長報告に対して賛成の討論はありますか。討論を許可します。

11番、黒田員米君。

○11番（黒田員米君）

私のほうは委員長の報告に対しまして賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

今回のこの陳情につきましては、先ほども同僚議員のほうから逆にお話ありましたが、戸籍のほうの関係、こういったものがまだまだ整理ができない中で、今すぐ早い段階で切り替わっていくというのは、なかなかこれは逆に難しいではないかと。遠い将来中ではひょっとしたらこういうことも起き得るのかなという気はしますけれども、今現状において、この別姓のほうにすぐ進むというのは、私個人としては難しいのではないかなと思っています。

さらに、例えば子どもさんが生まれた段階では、じゃあその子どもさんがAの氏を名乗るのかBの氏を名乗るのか、例えば学校においても、お兄ちゃんと弟の氏が違う可能性も、これは当然出てくるわけです。そういった中で、煩雑な処理が必要になる可能性もありますので、そういったことがまだまだ国民の中で練られていない中でこのことがすぐ進むというのは、私はかなり難しいというふうな気がするところですので、今回のこの案については委員長の報告のほうに賛成という立場で表明させていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

次に、委員長報告に対して反対の発言を許可します。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

先ほどの審議内容もお尋ねいたしましたけども、不採択というのは、今、決めつけるのは、私はこの委員長の不採択には反対です。と申しますのも、先ほど報告があったように、国民的な議論があるのは確かです。様々な賛否があります。ただこの請願書にもあるとおり、国連に関しては勧告もしておりますし、これはあくまでも選択制、夫婦同姓でも

いいし別姓でもあるという、選択制を求める請願でありますので、これについて慎重な審査をして、不採択というふうに決めるのは私は反対でございますので、反対の意見を述べさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

次に、委員長報告に対して賛成の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、この原案について採決をいたします。

請願第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

賛成少数でございます。したがって、報告第13号、請願審査報告については委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第5、報告第14号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

それでは、審査報告をさせていただきます。

令和7年12月16日。吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。民生教育常任委員会委員長、丸山節夫。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第95条の規定により報告します。

記といたしまして、審査月日、令和7年12月12日。陳情番号、第4号。件名、吉備中央町豊野遺族会会長下山親志からの戦没者慰霊碑等の維持管理に関する陳情書。審査結

果、不採択。意見、願意に沿い得ない。

これにつきましての補足の説明をさせていただきます。

審査結果は全員一致で不採択と決しましたが、主な意見として、町内旧地域の遺族会のうち、豊野遺族会1団体のみ陳情であったこと、他の団体の意向や扱いはどうするべきか、また町遺族会としての総意であったのかどうか、また慰霊碑等に関係し思いのある人が、本来管理するべきではないか、また町管理とした場合、費用の問題などの御意見がありましたことを申し添えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はございませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

慰霊碑の維持管理については、私も9月議会で触れさせていただいたんですが、今年、戦後80年となりました。今、子や孫の世代が中心となって遺族会を運営されております。しかし、やはり世代的にも年齢は高くなり、人数も減っております。ますます今後、負担が増えていくということは、もう目に見えて明らかな現状です。

今回、豊野地区の遺族会から、ほかの地区の遺族会に先駆けて今回の陳情が出ました。委員会の決定は尊重するのですが、1点、質問をさせていただきます。今後、ますます進む遺族会員の高齢化や減少、これは避けられません。町内のほかの遺族会の中にも今回の陳情と同様な意向があると伺っております。今後、ほかからも同様の陳情が出されることも十分考えられます。このことを、将来を含めて、将来的な対応についての検討がこの会の中ではなされたのでしょうか。

また、なされたのであれば、どのようなものであったかをお聞きしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

民生教育常任委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

質問にお答えをいたします。

先ほどの補足説明でも申し上げましたとおり、今回の陳情におきましては、豊野遺族会1団体のみ陳情でありましたこと、そしてまた申し上げましたが、町遺族会としての総

意はどうであるのかという点も検討、審査の対象とさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

今、委員長も言われましたが、今回、単独の陳情の提出でしたので、委員長の言われたとおり、やはり今回の不採択という結果はやむを得ないことだとは思いますが、でも、今後、遺族会総意としての意見が出される可能性も大いにあると思います。そういった場合には、再び所管の委員会においては、将来を見据えた検討を含めて真摯に対応していただけるのでしょうか、もう一点、伺います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

民生教育常任委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

先ほどの質問につきましては、審査の段階では協議の上には提出されておられません。ただし、お尋ねのことですけれども、今回の審査には先ほどのお尋ねの件は含まれておられません。しかしながら、今後、新たに陳情が提出された場合、これにつきましては、所管の委員会におきまして審査されるものと理解しております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案についてを採決します。  
陳情第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（西山宗弘君）

賛成者はありませんでした。したがって、報告第14号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第6、報告第15号、陳情審査報告についてを議題とします。

本陳情については、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

それでは、審査報告をいたします。

令和7年12月16日。吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。民生教育常任委員会委員長、丸山節夫。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので意見を付し、会議規則第95条の規定により報告します。

記といたしまして、審査月日、令和7年12月12日。陳情番号、第5号。件名、岡山人間らしく生きたい裁判弁護士団団長弁護士清水善朗からの最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書提出を求める陳情について。審査結果、採択。意見、願意妥当と認める。

この件につきましては、全員一致で採択するべきものとして決したことを補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの委員長の報告に対して御質疑はございませんか。

[「なし」の声]

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本陳情については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第15号、陳情審査報告については委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月17日を休会としたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、12月17日を休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでございました。

午後 1時51分 閉 議